

特別支援教育の概要と新しい学習指導要領について（講師：岡野 由美子）

◎特別支援教育とは

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育は、発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。 「特殊教育」から「特別支援教育」へ

◎特別支援教育コーディネーターの役割

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進

2. 各学級担任への支援

各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等の支援

3. 巡回相談員や専門家チームとの連携

巡回相談員及び専門家チームとの連携を図る。連携に基づいて、個別の教育支援計画等や支援内容の改善につなげていく。

4. 学校内の児童当の実態把握と情報収集の推進

学校内の児童当の実態を把握する為の構内体制構築や、研修の実態を推進する

◎小中学校学習指導要領の特別支援教育に関するポイント

(ア) 障害のある児童などへの指導…個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする

(イ) ・特別支援学級において実施する特別の教育課程について…障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図る為自立活動を取り入れること。

・下学年の教科の目標や内容に替えたり、特別支援学校の各教科に替えたりする等、実態に応じた教育課程を編成する

(ウ) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校の指導要領に示す自立活動の内容を参考に、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。

(エ) 長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成して活用する事に努める。特に支援学級や通級に在籍する児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する

◎自立活動とは

・特別支援学校の学習指導要領に定められている。

・心身の発達の段階等を考慮した教育をするだけでなく、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となるために設けられた領域。

<内容 6区分 27項目>

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 健康の保持 | 4. 環境の把握 |
| 2. 心理的な安定 | 5. 身体の動き |
| 3. 人間関係の形成 | 6. コミュニケーション |

個々の状態や発達段階の的確な把握に基づき課題を明確にし、指導目標や指導内容を設定。個別の指導計画を作成する。その際に必要とする項目を選定する

◎自立と社会参加のために

- ・『～できない』というネガティブな視点からは、将来につながる子どもの長所が見えてこない。
- ・『出来る事を生かす』というポジティブな支援で子どもたちを見る事が将来の姿につながる支援になる
- ・誤った対応は二次的の症状を招く（暴力的な解決、大人への不信、拒否、引きこもり、触法行為など）